

令和6年9月18日  
原子力安全対策課  
(06-27)  
<10時資料配付>

## 美浜発電所1号機の新燃料輸送（搬出）について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

美浜発電所1号機（H29.4～廃止措置中）は、発電所に保管していた新燃料集合体を燃料加工メーカへ輸送（搬出）した。

### 1. 輸送年月日

令和6年8月28日 20時00分 美浜発電所 発

令和6年9月18日 02時12分 米国フラマトム社  
(現地時間：令和6年9月17日10時12分着) リッチランド工場 着

### 2. 輸送数量等

新燃料集合体 16体  
輸送容器 2個

### 3. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

### 4. 輸送方法

陸上輸送および海上輸送

問い合わせ先（担当：小中）  
内線2353・直通0776(20)0314

<参考>

## 「輸送における安全性について」

### 1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

### 2. 輸送容器の概要

型式；MX-6 P型

形状；円筒形

寸法；全長約6.0m、外径約2.1m

重量；約19.5トン（輸送容器だけで約14.7トン）

材質；ステンレス鋼製

### 3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、原子力規制委員会により確認されたものである。

### 4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施している。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっている。

## ＜別添＞

### 『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条に基づき国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

#### ①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト／時以下  
表面から1m離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト／時以下

#### ②表面密度限度

$\alpha$ 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル／cm<sup>2</sup>以下  
 $\alpha$ 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル／cm<sup>2</sup>以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

#### ①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

#### ②特別の試験条件

9m落下試験、棒上の1m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。